

5歳から11歳までの小児を対象とした新型コロナワクチンの3回目接種を開始します

国は、オミクロン株の流行下において、5歳以上11歳以下の方（以下「小児」といいます。）の感染者及び重症者が増加傾向にあること並びに追加接種により発症予防効果が回復することなどから、小児3回目接種を行うことを決定しました。

これを受け、本市では、以下のとおり小児への3回目接種を実施します。

なお、小児に対する接種については、令和4年9月6日から努力義務が適用されています。

1 使用するワクチン

小児用ファイザー社製ワクチン

2 接種対象者

2回目の接種から5か月以上経過した小児

3 接種体制等

医療機関における個別接種により実施します。（現時点の接種医療機関数：66施設）

市のホームページや接種券に同封されたチラシに掲載された医療機関において、予約が可能です。

4 接種券の送付

9月21日に、令和4年5月15日までに2回目の接種を完了した接種対象者約7,000人に接種券を送付し、その後、順次対象となった方に送付します。

5 保護者等への情報提供

当該接種については努力義務とされており、また、ワクチン接種には保護者等の同意と立ち合いが必要となっていることから、保護者等が接種を受けるか受けないかの判断を行うことができるよう、接種券と併せて送付するお知らせや市ホームページ等により、必要な情報をできる限り丁寧にわかりやすく保護者等に示すとともに、接種の有無による差別やいじめなど不利益な扱いが生じることのないよう周知を行います。